

南部町森林組合 各種手続きのご案内

組合員情報の適正な管理のため、以下の状況に該当する場合は、速やかに事務局までお届け出をお願いいたします。

1. 組合員が亡くなられた場合（相続による承継）

組合員が亡くなられた場合、相続人の方がその権利義務を引き継ぐことができます。

- 手続きの期限：相続開始から 300 日以内
- 主な流れ：
 1. 相続の開始：組合員のご逝去。
 2. 代表者の選定：相続人が複数おられる場合は、同意の上で代表者 1 名を決定してください。
 3. 加入申込：事務局へ「加入申込書（承継用）」を提出してください。
 4. 承継完了：出資金や組合員としての権利・義務がそのまま引き継がれます。
- 注意：300 日を過ぎると、持分の承継手続きが煩雑になる、あるいは新規加入扱いとなる場合があります。

2. 登録内容に変更があった場合

配当金の振込や、重要書類（総会通知等）を確実にお届けするために必要です。

- 住所変更：引っ越し等により通知物の送付先が変わったとき。
- 氏名変更：ご結婚や改姓により登録名が変わったとき。
- 名称・代表者変更：法人組合員において、名称や代表者が変わったとき。
- 振込口座変更：配当金等の受取指定口座を変更したいとき。

3. 山林を売却・譲渡された場合（脱退手続き）

売却等により南部町内に森林を所有しなくなった場合は、脱退の手続きが必要です。森林組合法および定款に基づき、年度末（12 月 31 日）での脱退となります。

- 予告期限：事業年度末の 60 日前（10 月末日）までに書面での予告が必要です。
- 出資金の精算：脱退時に、規定に基づき持分（出資金相当額）を払い戻します。
※組合への未払い債務がある場合は、払い戻し額から相殺されます。

お問い合わせ・お届け先

お手続きに必要な書類の作成方法や、ご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にご連絡ください。

南部町森林組合 事務局

- 電話番号：0556-64-2045
- メール：nanbusinrin.ub@vega.ocn.ne.jp
- 事業年度：毎年 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日
- 公式ホームページ：<https://www.nanbu-shinrin.jp/>
こちらからも諸手続きに必要な書類がダウンロードできます。

山林の適正な管理と組合運営のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。